

# 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画について

平成 17 年 4 月 15 日  
行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）に基づき、下記のとおり、総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画を定める。

## 記

### 第 1 業務・システムの概要

#### 1 業務・システムの現状と課題

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号。以下「食糧法」という。）は、国民の主食であり、我が国にとって重要な農産物である米穀及び麦（以下「主要食糧」という。）の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的としている。

この目的を実現するため、国は、米穀の需給の的確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しを行うという基本方針の下、以下の業務を行っている。

- (1) 食糧業務・・・主要食糧の買入れ、保管（在庫管理）（倉庫数約 6,300）、輸送、売渡し及び輸出入（米麦合わせて年間 600 万トン程度）
- (2) 調査業務・・・食糧法の目的を実現するための政策（以下「食糧政策」という。）の企画・立案等に際して、その基礎となる主要食糧の生産・流通・消費・加工等に係るデータ・情報の収集・分析及び提供
- (3) 経理業務・・・食糧業務に係る歳入及び歳出事務
- (4) 内部管理業務・・・人事・給与、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各事務

また、これらの業務を効率的かつ効果的に遂行するため、総合食料局（本省）と地方組織（地方農政局（7 拠点）、地方農政事務所（39 拠点）及びこれらの下部組織である地域課

(132 拠点)並びに内閣府沖縄総合事務局農林水産部食糧課(1 拠点)をいう。以下「地方組織」という。)との間を通信回線で結ぶ「総合食料局(旧食糧庁)情報管理システム」(以下「情報管理システム」という。)により、全国規模での電算処理を行っている。

米を取りまく環境の変化に対応し、平成22年度までに消費者ニーズを起点として効率的かつ安定的な農家経営が市場を通して需要を鋭敏に感じ取り、様々な需要に即応した生産を行う消費者重視・市場重視の「米作りの本来あるべき姿」の実現を目指すため、平成16年4月、改正食糧法の施行を含む「米政策改革」がスタートし、現在、関係者が一体となってその推進に努力しているところである。

これに伴い、食糧業務については、全国にネットワークを有しているという組織特性を最大限に活かし、主要食糧の生産から消費にわたる情報の収集・分析を行うことにより、政策判断や意思決定の迅速化を図ることを目指し、政策を遂行するために必要な情報の収集・提供を行う調査業務を基本とした政策遂行型の業務に重点を置きつつ、現業部門の業務を効率的に遂行していく体制を整備し、米づくりの本来あるべき姿の実現を支援していくこととしたところである。

具体的には、現業部門に係る内部手続等の業務を削減するとともに、調査業務についても、効率的かつ効果的な調査となるよう大幅に見直す(21 調査を廃止し、16 調査に集約)等業務の統合・改廃を行ったところである。

しかしながら、現在の情報管理システムについては、

各業務単位でシステムが独立し、各システムごとにデータを入力するため、データの重複入力が行われている等、非効率な面があることに加え、各業務間のデータの連携ができていないこと

各業務のデータについては、地方組織のミニコンピュータで管理され、そこで集計されたデータのみが本省へ一方通行で報告されるシステムであるため、本省では報告された集計データしか利用できず、別の観点で集計しようとしても二次加工することができないこと等、業務効率が劣ること

全国ネットワークの組織であるにもかかわらず、地方組織間での情報の相互利用ができておらず、また、地方農政局においても管内農政事務所のデータが把握できていないこと

等の課題がある。

なお、情報管理システムは、レガシーシステムとして、刷新可能性調査を行い、刷新による経費削減も期待されることである。

## 2 最適化の基本理念

以上のことから、総合食料局の業務・システムの最適化に当たっては、行政として、予算効率の高い業務運営を実施するとともに、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて支援の効果を高めていくとの観点から、

地方組織に散在するデータ・情報を本省サーバで一元的に管理することにより、業務間の連携を図り、迅速な集積が図られるようにすること、

地方組織を含めた組織内でのデータ・情報の共有化により、本省・地方組織を問わず、データ・情報の分析・加工を容易にすることを通じ、関係者のニーズに応じた情報を機動的に提供し得る体制を整備すること、

を目標に最適化に向けての基本理念を次のように策定した。

主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進

主要食糧の管理情報の充実による食の安全・安心への対応

民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保

府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減

レガシーシステムの刷新による経費削減

## 第2 最適化の実施内容

総合食料局の業務・システムについて、次に掲げる最適化を実施する。

これにより、年間約 5.3 億円（試算値）のシステム運用経費の削減が、また、年間延べ約 5.3 万時間分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

### 1 主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進

- (1) 現行の地方分散型のデータ管理方法を見直し（ホストコンピュータ及びミニコンピュータの廃止）、業務全般のデータを本省サーバに集約し一元管理することにより、本省と地方組織との間で時間差の無い情報の共有化を図ることとし、このことを通じて、食糧政策の企画・立案を始めとした日常業務に係る意思決定の迅速化・効率化が図られるようにする。

また、農業者、農業者団体、販売・流通業者等の関係者のニーズに応じたデータ・情報を適切に提供していくことにより、関係者の自主性及び創意工夫が活かされるよう支援していく。

具体的には、各業務に対して、以下の見直しを実施することとし、 から までの在庫管理関係については、平成18年4月に試行的運用を開始することとしている。

#### 米の需給調整業務のより一層の高度化

農業者、農業者団体が主役となって米の需給調整を行っていく体制に円滑に移行し、米づくりの本来あるべき姿が実現されるよう、食糧の在庫情報、販売実績情報、消費動向情報、地域別作付・生産状況を一元的に管理・収集・分析する機能を構築し、これらの結果についてホームページや広報誌を利用し、農業者、農業者団体に提供することにより、自らの判断により需要に応じた米生産が行われるよう支援する。

#### 政府所有米麦等の在庫及び運送業務に係わるデータ連携の推進

保管事業者・運送事業者等の理解と協力を得て、保管・物流状況等のデータについて、情報管理システムとの連携を図り、本省にて一元管理することで保管事業者・運送事業者等が随時検索・参照できる体制を整備し、地方組織からの各種報告業務(別表1)及び販売対象米穀の特定業務に係る在庫確認事務の廃止又は米穀の販売一覧表作成にかかる地方組織への問合せ業務の軽減を図る。

また、食糧業務の効率化・合理化を図るため、政府所有米麦等の事業用物品に係る保管・在庫等の状況に係る産地品種銘柄別の在庫数量や品質状況等の情報を地方組織と総合食料局との間で共有化する。

#### 保管料請求業務における事務の削減と迅速化

により、政府指定倉庫別の在庫情報の詳細を随時把握することにより、地方組織が行っている保管料請求事務に係る入出庫報告による在庫照合作業の軽減及び保管業者からの保管料金額と在庫数量との突合事務の軽減による迅速化を図る。

#### 政府運送業務における事務の削減とペーパーレス推進

により政府所有主要食糧の運送状況を随時把握することにより、運送計画に即した運送の実施の確保、又、万が一の事故品の発生に際しては、運送の中止及び最寄りの倉庫への搬入などの柔軟な運用を行うこととし、運送効率を高める。

また、紙媒体で実施している運送業務に係る手続(別表2)を電算処理化すること

により、発送計画と受入計画のデータ連携、データの自動編集・検索・変換を実現し、政府運送に関する運送指令作成業務や受入・発送計画書作成業務のペーパーレス化による手続きの軽減及びこれに関連する報告業務の廃止又は軽減を図る。

#### 政府所有米麦の販売業務の効率化

民間事業者の理解と協力を得て、入札や紙媒体で実施している買受の申込に係る手続や情報をインターネットを利用して情報管理システムに接続する端末から、民間事業者が入力を行い直接取り込むことにより、民間事業者の持参や郵送事務の負担の軽減を図るとともに、これらの入力事務を簡素化する。

これにより、政府所有米麦の販売動向及び在庫情報等を迅速に把握することを可能とし、の米の需給調整業務による生産・流通・消費・加工等のデータと合わせた活用ができ、販売戦略の立案、円滑な備蓄運営の実現を図る。

#### 食糧貿易業務に係る事務処理の迅速化

食糧の輸出入に係る業務について、従来、港における経費の積算作業は手作業により、現品領収書や支払決議書などの書類作成業務を行っていたが、これを電算処理化することにより、地方組織における経費の算定・確認・支払業務等の事務処理を迅速かつ効率的に行う。

さらに、情報管理システムにおいて、港頭倉庫における保管状況や収容余力及び需給状況等の情報を随時検索できるようにすることにより、効率的な配船計画の策定に反映させる。

#### 調査業務における EUC(エンド・ユーザ・コンピューティング)の推進

地方組織が行う業務報告(別表3)のうち簡易な電算処理については、表計算ソフトウェアを採用することとし、報告業務の廃止又は軽減を図る。

また、情報管理システムを利用し、本省や地方組織において、CSV形式で抽出したデータで表計算ソフトを用いての調査情報の収集・分析を可能とする。

#### 経理業務の効率化

食糧管理特別会計に係る主要食糧の買入れ、保管、運送、売渡し、輸出入の業務等で発生する債権、債務情報及び現金との収支並びに予算から決算にいたるすべての情報について、食糧業務、調査業務、経理業務及び内部管理業務でのデータ連携を行い、重複入力やフロッピーディスクによるデータ受渡しの無駄を排除する。

## 2 主要食糧の管理情報の充実による食の安全・安心への対応

消費者重視の視点に立って、主要食糧の安全性を確保し、消費者が安心できるもののみを供給していくため、主要食糧の産地品種銘柄別の在庫数量やその品質・保管状況等の情報を充実させることにより、組織内のどこからでも随時参照できる情報システムを構築する。

また、仮に事故品が発生した場合には、国民への適切な情報提供と併せ当該品を市場から隔離（販売・流通を凍結）する等、適切な措置を速やかに講ずることにより、適正流通の確保に努める。

これらにより、新システムにおいては、地方組織からも直接、事故品の発生情報を登録（入力）できることとなるため、随時事故品に関する情報が関連部署に提供されることとなり、安心・安全の確保に向けてより迅速・的確な対応ができる体制を整備する。

## 3 民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保

1（1）で記述したように、主要食糧の政府売買における入札の電算処理化及び民間事業者からの保管・運送等に係る業務報告データについて、情報管理システムとのデータ連携により、民間事業者の入札時における紙媒体の持参や郵送の事務負担の軽減や紙媒体による業務報告データを電子化することにより利便性の向上を図る。

この際、不正アクセス及び情報漏洩に対する適切な情報セキュリティを確保する。

また、民間事業者とのデータ連携を通じて平常時から主要食糧に係る流通実態等の把握に努めることにより、不測の事態に対応するための効果的・効率的な主要食糧の販売・輸送、安定供給が確保される体制の整備を図る。

### 入札の電子化

主要食糧の入札は、M A米に係る一般入札やS B S入札等に見られるように、通常の入札とは異なった方式（落札者が複数あり、上位から予定数量に達するまで落札者が発生する）であることから、現行の一般的な入札制度に対応したJ A C I Cを利用することは困難と考えられる。

このため、新システムでは国内産米穀及び輸入米麦の政府買入れに係る入札事務を電子化することとし、この際、受付けについてはインターネットから可能とすることにより、民間事業者の入札書の持参又は郵送事務の軽減を図る。

### 買受申込の電子化

政府所有米麦等の買受申込を電子化し、買受業者からの受付けをインターネットから可能とすることにより、買受業者の負荷軽減を図る。

#### 民間事業者との連携強化

主要食糧の政府運送及び保管等に係る民間事業者の業務報告データについて、当該事業者がインターネット等を利用して直接入力でき、また、自社の情報が検索できる機能を構築することにより、政府からの情報が迅速に提供され、作業計画の効率的な作成及び業務報告データのより正確な作成が可能となる。また、自社の情報を表計算ソフト等で活用可能になるなど、民間事業者の利便性の向上と事務軽減を図る。

民間事業者との情報連携を強化することにより、作柄状況、需給状況の変化、国際情勢等により供給に支障が生じた際の保管、販売、流通の各業務における迅速な対応を可能とする体制の整備を図る。

これらにより、民間事業者にとっては、紙媒体持参の労力が軽減され、郵送事務の軽減及び経費の節減が図られる。

#### 4 府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減

業務・システムの構築に当たっては、府省共通システムの最適化の動向を踏まえつつ、府省共通システムの利用及び連携を適切に行って経費削減を図る。

農林水産省は、担当府省が開発する人事・給与等業務等府省共通システムを、導入することとしていることから、これに即して実施することとする。

また、調査業務と統計調査業務・システム、経理業務と物品調達等、業務・システムについては、それぞれのシステムを精査し、重複入力を排除する等の措置を講じ、業務の簡素化・効率化を図る。

#### 5 レガシーシステムの刷新による経費削減

##### (1) 経費の削減

調達に当たっては、これまでも競争入札で実施してきたことから、引き続き本方式を継続するほか、情報管理システムのオープン化（特定の業者に依存しないシステムに刷新することをいう。）、本省における業務データの一元管理、専用端末ではなく LAN パソコンによる電算処理及び農林水産省 LAN の利用等により、運用経費を削減する。

また、システムの開発に関しては、国庫債務負担行為を活用し複数年契約で実施する。

(2) ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化

ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）により、将来的な技術選択や運用選択の幅を広げ、調達経費の削減を図る。

(3) アウトソーシング

情報管理システムの大規模な開発業務については、専門知識が必要なことから、外部委託を行う。

運用管理業務のうち、保守関係については、専門知識が必要なことから、従来とおりの外部委託を継続することとする。

また、職員による判断を必要としないデータのバックアップについては、バックアップ用サーバで管理するほか、定期的にバックアップされたデータは保管サービス等を利用し、別の場所に保管する。

(4) パッケージソフトの活用

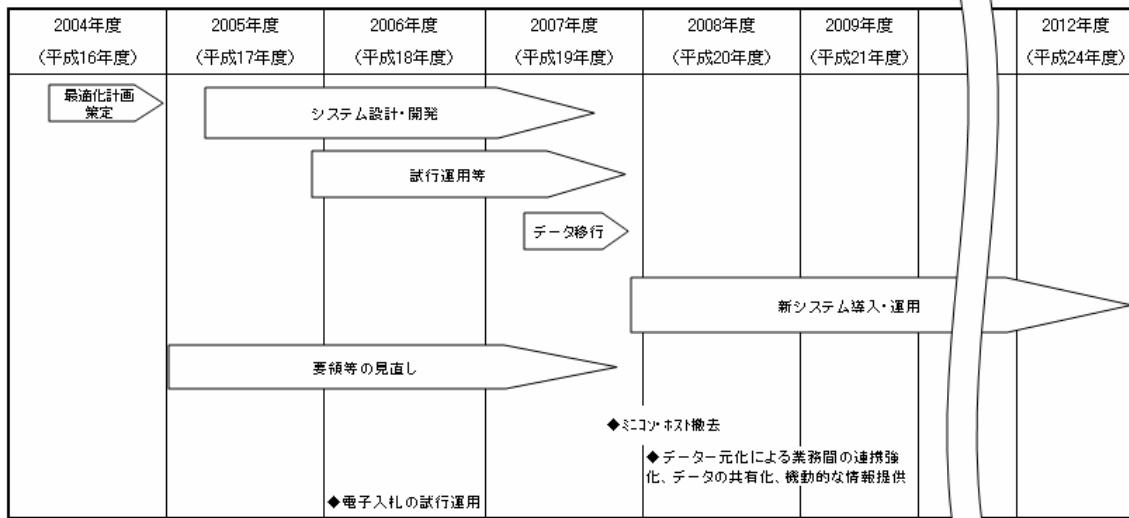
活用に当たっては、調達時にオープンな仕様でシステム構築することとし、パッケージソフトの使用可能部分があればそれを使用することも可能とする。

6 その他

セキュリティの確保

外部（民間事業者等）との連携についてはインターネットの利用を前提としており、これに対して新たなセキュリティ対策が必要となることから、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（農林水産省訓令第11号）及び情報管理システムで取り扱っている情報資産の重要度に応じデータを暗号化し、また、組織内部からの情報漏洩やデータ改ざんを防止するため、必要に応じデータ検索ができる者の制限を設ける等、適切なセキュリティを確保するための措置を講ずると共に、セキュリティ監査を実施する。

### 第3 最適化工程表



### 第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。